

令和3年3月10日開催 静岡県森林審議会（林地保全部会）議事録
審議事項：林地開発許可について

令和3年3月22日

議事録署名人 ■■■■

事務局 (水野班長)	定刻となりましたので、令和2年度静岡県森林審議会第3回林地保全部会を開催いたします。 私、森林保全課の水野です。よろしくお願いいたします。 本日の部会は、個別諮問案件はございません。 包括諮問案件に係る答申報告が3件ございます。 それでは、会議の開催に先立ちまして、宮崎森林保全課長から御挨拶申し上げます。
事務局 (宮崎課長)	(挨拶)
事務局 (水野班長)	本日の部会につきましては、宮崎から御説明したとおり、吉崎部会長と協議のうえ、前回と同様に、ウェブ会議とさせていただきました。あらかじめ御了承願います。 次に、議長の選任に移りたいと思います。 委員の皆様には、今年度第1回目の林地保全部会で、「例規集」をお送りしてあります。そちらのインデックスの2番「静岡県森林審議会林地保全部会運営規程」を御覧ください。 同規程の第6条に基づき、吉崎部会長に議長をお願いしたいと思います。吉崎部会長、よろしくお願いいたします。
吉崎議長	それでは、次第に基づき進めたいと思います。皆様の御協力をお願いします。 まず、傍聴希望者の有無について事務局から報告してください。
事務局 (水野班長)	本日は、傍聴希望者がおりませんので、公開、非公開を分けずに報告を行います。
吉崎議長	ただいま報告がありましたが、本日は、傍聴者がおりませんので、非公開部分を分けずに進めます。 それでは、事務局から資料の確認及び定足数について報告してください。
事務局 (水野班長)	まず、資料の御確認をお願いします。 あらかじめ皆様には、水色とピンク色、2つのファイルをお送りして

	<p>ございます。</p> <p>水色のファイルは、「例規集」となっております。</p> <p>ピンク色のファイルが、本日、皆様に御報告する内容に関する資料となりまして、上から順に「次第」、次に「林地保全部会の委員名簿」となっております。</p> <p>ここで、申し訳ありませんが、委員名簿について、一部訂正をお願いします。</p> <p>吉崎部会長におかれましては、お手元の名簿では、「東京都市大学副学長」となっておりますが、「東京都市大学名誉教授」に訂正をお願いします。</p> <p>それでは、資料の確認に戻ります。</p> <p>委員名簿の次、インデックス「包括諮問」のうしろに、今回御報告します3件の包括諮問案件の資料を付けてあります。</p> <p>それから、ファイルの最後に、令和3年度の林地保全部会開催計画（案）が付けてあります。</p> <p>資料について、お手元でございますか。</p> <p>よろしいようでしたら、次に定足数を御報告いたします。</p> <p>本日は、委員7名に御出席いただいており、審議会運営規程第3条の半数以上という成立要件を満たしていることを報告します。</p> <p>なお、今回、■■委員に初めて御出席いただきました。</p> <p>■■委員、よろしければ、一言、自己紹介をお願いできますでしょうか。</p>
■■委員	(挨拶)
吉崎議長	<p>本日は、報告事項のみということですが、委員の皆様には、積極的な発言と、会議の円滑な進行に御協力をお願いします。</p> <p>なお、本日の議事録署名人については、お忙しいところ恐縮ですが、■■委員をお願いいたします。</p>
吉崎議長	<p>通常、前回の森林審議会林地保全部会における指導事項への対応について、事務局から報告をお願いしているところですが、前回12月の林地保全部会においては、「指導事項なし」であったため、今回報告はございません。</p>
吉崎議長	それでは、包括諮問案件の説明及び答申報告をお願いします。
事務局 (水野班長)	(包括諮問 令和2年度許可案件1、2番及び変更許可案件1番 説明、答申報告)
吉崎議長	ただいま3件報告いただきましたので、1件ずつ質疑応答したいと思います。途中で切れて、うまく聞き取れなかった部分につきましては

	今から御質問の中で対応したいと思いますので、よろしくお願いします。
吉崎議長	最初に、許可1件目の掛川の案件について質疑応答からスタートしたいと思います。委員の皆さんで、質問や確認事項がありましたら、挙手をしていただければ私の方で指名しますのでよろしくお願いします。
■■委員	まず1件よろしいですか。A3判の図面ですが、航空写真と、次の図面とはうまく一致していないというか、ちょっと見にくいのですが、航空写真は左側の方が北になっていて、図面の方は左上が北になっているので、多少ずれているのかもしれないのですが。 聞こえていますでしょうか。
事務局 (水野班長)	事務局ですが、聞こえております。
■■委員	航空写真と下の図面とほぼ同じですか。斜めから見ているから縮んでいるのでしょうか。
中遠農林事務所 (田代班長)	はい。ドローンで斜めから取っているものですから、手前の森林が相当大きく見えています。
■■委員	航空写真の下側の実線と点線で囲まれたところというのは、この次の図面の一番西側の一部ということですか。
中遠農林事務所 (田代班長)	はい。
■■委員	はい。わかりました。
吉崎議長	では、■■委員の手が上がっていたようなのでお願いします。
■■委員	今回の拡大区域というのは、今までの開発区域とは違う流域に達してくると思うのですが、新たに拡大する区域についても、水はすべて調整池の方向に流れるような形にするのかというのが1点。もし、そのようにする場合、調整池よりももっと下流側にある、河川なのか水路なのかはわかりませんが、こちらの流下能力が十分にあるのかというところを確認させてください。
中遠農林事務所 (田代班長)	まず、区域を拡大したところにつきまして、水につきましては、調整池に入るように計画しております。調整池からの水につきましては、下流の河川に流れるようになっております。これにつきましては、管理者であります市に、大丈夫であることを確認しております。
■■委員	河川までの区間について、流域面積が増えることになるが、流下能力は十分あるということよろしいですね。
中遠農林事務所	はい。

(田代班長)	
吉崎議長	他にございますでしょうか。
■■委員	(非開示情報)
中遠農林事務所 (田代班長)	(非開示情報)
■■委員	(非開示情報)
中遠農林事務所 (田代班長)	(非開示情報)
■■委員	(非開示情報)
中遠農林事務所 (田代班長)	(非開示情報)
■■委員	今回さわるところ、変更になるところはどこですか。
中遠農林事務所 (田代班長)	外側を保安区域として残しておりますのでその内側を改変します。
■■委員	(非開示情報)
中遠農林事務所 (田代班長)	(非開示情報)
■■委員	(非開示情報)
中遠農林事務所 (田代班長)	(非開示情報)
■■委員	(非開示情報)
中遠農林事務所 (田代班長)	(非開示情報)
■■委員	(非開示情報)
中遠農林事務所 (田代班長)	(非開示情報)
■■委員	(非開示情報)
吉崎議長	■■委員お願いします。
■■委員	砂利採取ですが、遠州灘の防潮堤整備のため、(砂利の)需要が高まっているというような記述があります。そういった背景で、また拡大するという話で承りましたが、「その他」のところに、最終残壁が完成した箇所から順次緑化するという(記載)がありますけれども、いつ頃からを予定していますか。砂利採取の後の緑化計画というのは、どのぐらい先を見据えて、進められているのでしょうか。
中遠農林事務所 (田代班長)	最終残壁につきましては、順次、切り下げて行っております。一段毎にでき上がりましたら、季節にもよりますが、吹付・植栽のいい時期に合わせて、その面を1段ずつ吹付・植栽して行っております。 全体計画につきましては、今現在の計画がありまして、事業者とし

	<p>てはその後も区域の拡大を検討しているところです。</p> <p>それにつきましては、まだはっきりした計画とまではいっておりませんが、この事業区域をさらに拡大する予定です。</p> <p>はっきりした時期はわかりませんが、大体あと2期分ですので、砂利採取で言いますと、6年ということになるかと思われます。</p>
■■委員	<p>今まではそういった形で進められたと思うのですが、要するに開発とともに、緑化計画で元に戻していくというような全体計画を出していただいているのでしょうか。</p>
中遠農林事務所 (田代班長)	<p>これから区域拡大する予定のところにつきましては、そういった計画はわかりません。</p>
■■委員	<p>平成21年度からです。この林地開発が行われてから、今まで拡大されていますよね。どんどん広がるわけですが、そういった全体をとらえて管理されていますか。</p>
中遠農林事務所 (田代班長)	<p>(航空写真を示しながら) こちらの部分につきましては、しばらく前に工区完了をして、事業が終わっているところです。拡大しているところは、順次緑化をしているところです。</p>
■■委員	<p>農林事務所とすると全体に把握されていらっしゃるって、(森林に)回復されているところと、開発するところと、今後開発の許可するところということで、何かそういった全体の計画を教えてくださいませんか。次からでいいです。</p>
中遠農林事務所 (田代班長)	<p>はい。</p>
■■委員	<p>■■ですけれども、土石の採取についてはいつも同じような課題があります。最初の計画があって、それが終わらないうちに、次の形質変更の申請が出されて許可されると、最初の予定であればすでに最終残壁の緑化作業が終わっているはずなのに、そこに上乗せして新しい形質変更が起きるので、結局いつまでたっても緑化が進まないのではないかという懸念があります。その辺は、当初の全体計画に対して、その形質変更したときにその全体計画をまた変更しないといけないと思うのですが、そこについて事務局はちゃんと把握されているかどうかということを教えてくださいませんか。</p>
中遠農林事務所 (田代班長)	<p>先ほどの全体計画ですが、今図面が見えてますでしょうか。</p> <p>今のところ、まだ見込みですが、(図面を見ながら)こちらとこちらを、拡大する計画と聞いております。</p> <p>砂利採取事業になりますと、3年毎でできる計画を作ってきているものですから、第何期ということに分かれています。</p>

	こちらの方も、まだ地元との協議を進めている最中でございますので、できるかできないかというのは、まだ事業者の方も検討しているところと聞いております。
■■委員	航空写真で一番上の方に、小段を切った法面が見えますが、もともとは事業区域に入って、現在はもう最終残壁になったので、ここは吹き付けされていて事業は終了したので、今回は事業区域からすでに外れているという解釈でよろしいでしょうか。
中遠農林事務所 (田代班長)	そうです。吹付・植栽しております。
■■委員	はい、ありがとうございました。次からは、(全体計画を)お示しいただければありがたいです。
吉崎議長	そうですね。ありがとうございます。他に御質問ございますでしょうか。
事務局 (水野班長)	事務局ですが、他の委員から今のところ御質問はないようです。
吉崎議長	では2番目の案件に移ります。■■委員からお願いします。
■■委員	2番目の1ページ目です。自然保護課と事前に協議した結果、過去の林地開発完了箇所であり、調査不要との回答を得ているということですが、過去には調査されているのかどうかということを知りたいのと、さらに、過去の林地開発が終わったからといって、5ヘクタール以下なので、県との協定は不要な面積であるということですが、林地開発が終わった後、写真を見ると、大分森林に戻りつつあるところもあって、そこを開発することなので、伐採するにもかかわらず、全く調査をしなくてもいいものなのかどうなのか知りたいと思います。
賀茂農林事務所 (松永主査)	はい、ありがとうございます。調書の中で、過去に開発を行ったところであるから、という私の書き方がまずかったところもあります。それが条件で、過去にやったところなので(調査をしなくても)OKというわけではなく、自然保護課の話の中で、今回の計画は、伐採のみで根株を残す計画になっておりますので、切土盛土を行わない形で地表面の不陸整正など最低限しか行わないような形で、人力で荷を運搬するというので、そういった点をもって自然保護課として、今回の調査は不要というお話をいただいております。ですので、過去にやったからOKというわけではないので、その点誤解を招くような表記でしたので訂正させていただきたいです。
■■委員	過去の調査が行われているかどうかというのはわかりますか。

賀茂農林事務所 (松永主査)	平成3年の開発許可ですので、その時調査をしていたのかどうかは確認できませんでした。すみません。
■■委員	伐採のみで伐根・造成しないということが、調査をしない根拠になるとは思えません。鳥類の場合はその伐根とかは直接関係ないというか、(鳥類が)いないという根拠にはならないので、前回その調査がされているかどうかわからないってことであれば、今回、調査をすべきだったのではないかなと思うのですが。以上です。
吉崎議長	事務局さんいかがですか。
賀茂農林事務所 (松永主査)	そうですね。計画に先立ち、自然保護課の方ともお話しさせていただいた中でやっておりますので、その点は自然保護課の方ともう一度、今回お話いただいた内容を伝えさせていただきたいと思います。
■■委員	きつと植物の方は伐採のみで、おそらく林床の攪乱があまりないからいいのではないかと、という話ですよ。ただ、動物はそういうわけにもいかないで、その辺を自然保護課としっかり協議をしていただいて、全く現地のその生物に関する情報がない中で、いきなり許可というのもどうなのかなという気はしますよね。これが過去に1度でも調査がされていて、貴重なものは見つかったけれども、林床の攪乱もほとんどないとか、その動物に影響を与えるような著しい行為とは考えられないということで(調査不要としたので)あればわかりますけど、全く過去の情報がゼロの段階で、何もなくて良いということはちょっときつような気がします。 その辺はどうでしょうか。自然保護課はどう考えているのでしょうか。
賀茂農林事務所 (松永主査)	その点はまた自然保護課の方にもお伝えさせていただきたいと思います。
吉崎議長	■■委員よろしいですか。
■■委員	はい。是非相談してみただいて、許可が出た後でも調査を追加することが可能であれば、是非やっていただきたいなと思います。以上です。
吉崎議長	他にございますか。■■委員お願いします。
■■委員	はい。切土盛土はしないけれど、森林を伐採し、根株を残すということですが、地形図の上側の部分は結構急斜面のようにも見えますが、たとえ根株が残っていたとしても、10年もすると腐朽してしまうので、この後、斜面の安定が低下して、土砂の流出に繋がってしまうということが考えられます。
賀茂農林事務所	今回の計画では根株を残して現在の地表を攪乱しない形で、パネル

(松永主査)	を敷いていくという計画ですので、勾配が確かに急斜面であるということは留意をする必要があるかと思います。
■■委員	根株は10年もすれば腐朽してしまって、斜面の安定効果がなくなってしまうということにも、十分留意していただきたいと思います。
■■委員	■■委員から御発言があったように、根株だけ切れればいいというよりは、伐採して根株が残るということは、逆に、その根株が腐っていく段階で、土砂を捉まえる能力がどんどん低下するというに等しいと思います。通常は、そのあと植林をするので、新しい樹木が育っていく段階で、その劣化分を補ってくれますが、今回は根株が残ったまま、土地としては劣化する一方で、その上にパネルを置くということなので、その辺の対応をしっかりとっておかないと、逆に言うと土砂流出を促進するということになりかねないので、パネルの下をどう処理をするのかというのは、すごく重要ではないかと思います。その辺を事務局の方で、許可を出した以上、指導をしっかりといただかないといけないのかなと。特にここは結構急斜面ですよ。
賀茂農林事務所 (松永主査)	そうですね、勾配は出ていますね。
■■委員	地形の変化が非常に急ですよ。平らなところから急激に傾斜が大きくなるというようなところでもあるので、ちょっと心配なのですが、その辺はいかがでしょう。
賀茂農林事務所 (松永主査)	パネル設置前に、防災工事が完了した段階で現地確認をさせていただいて、完了後も5年間は定期査察を継続していく中で、表土安定については現場の方と確認し、指導していくような形でその事業が終わった後も、査察して指導していくという形をとらせていただきたいと思います。
■■委員	事務局の方では現場は見られているのですよね。
賀茂農林事務所 (松永主査)	今年度の8月に確認をして踏査しております。
■■委員	航空写真を見ると、樹木がまだ復活していないところが結構ありますよね。現地はどのような感じですか。草地のような感じになっているのか、どうでしょうか。
賀茂農林事務所 (松永主査)	まばらな灌木で、細いクヌギ林と、スギの植林とが残っているような形になっております。
■■委員	ここは埋めたところなのですかね。(樹木が)復活していないところがありますよね。(スライド上の図面を指して)その緑の部分はそうですね。

賀茂農林事務所 (松永主査)	廃棄物の部分ですね。手をつけない部分です。
■■委員	その北側の黄色い緩やかな斜面のところもまだ樹林が戻っていませんね。
賀茂農林事務所 (松永主査)	そうですね。まだ灌木です。それほど密ではないような状況です。
■■委員	そこは伐採したのに(植生が)戻ってないのか、埋めて平らになったからまだ戻ってないですか。
賀茂農林事務所 (松永主査)	埋めて平らになっている部分で、まだ戻ってないような形です。
■■委員	そこで何年ぐらい経っていますか。
賀茂農林事務所 (松永主査)	20年です。
■■委員	20年経ってそんなに戻らないのですか。その辺がちょっと心配な気がします。放っておけば20年経つと結構樹林に戻るような気もしますが、戻っていないというのがちょっと気になります。その右上のところもそうですね。そこも戻ってないですね。
賀茂農林事務所 (松永主査)	そうですね。密ではないです。まばらで、林内は歩けるような形です。
■■委員	左下もそうですね、戻っていない裸地のようなところがあります。あと図面の右下の敷地外に、太陽光のパネルと、その横に何かありますが、これは何ですか。
賀茂農林事務所 (松永主査)	これは別事業者のものです。
■■委員	ここは産廃ではないですね。
賀茂農林事務所 (松永主査)	見る限り工場です。処分業者の工場です。
■■委員	はい、わかりました。
吉崎議長	他にございますか。■■委員。
■■委員	廃掃法の命令が、途中ということもあり、太陽光パネルの設置ということで、地権者は了承というふうに聞きましたが、審査の項目ではないかもしれませんが、地域の人達からの、声とか、あるいはそこに漂っている雰囲気とか、その辺を知っていたら教えて欲しいというのが1点。あと確認ですが、吹付はシロツメクサでないものにするというのは確定で良いかどうか確認したいです。この2点をお願いします。

賀茂農林事務所 (松永主査)	<p>1点目の廃掃法の区域ですが、区域についてはパネルを敷かない、一切手をつけないという形で、地元説明会でもそういった説明をしています。今回、この計画の平面図の中の黄色で（着色してある）パネルを敷くエリアについては、廃掃法のエリアを外した範囲で計画することにしています。その点は廃掃法を所管している（賀茂）健康福祉センターの方とも確認をしながら事業の内容について計画を立てています。もう1点、地元の温度というか感触としては、廃掃法の部分がまだ撤去が終わってないというところで、今回そのパネルを敷く部分は外してはいるのですが、そのところが、地元としては廃棄物を撤去してもらいたいというのがまず第1にありますので、その点では、今回の林地開発についても反対という形で出てはきています。</p> <p>もう1点、パネル下の緑化について、シロツメクサという形で計画は上がってきましたが、事業者の方が■■■■の北海道で作っている種子なので国産だという話だったのですが、その点は、県の在来種のリストなりそういった資料の方を提示し、それは違うということを説明し、在来種を吹き付けるということで説明をして納得していただいています。</p>
■■委員	ありがとうございます。
■■委員	先ほどの黄色い緩やかな斜面のところですよ。
賀茂農林事務所 (松永主査)	そうです。
■■委員	ここは廃掃法の範囲ではないのですか。
賀茂農林事務所 (松永主査)	廃掃法のエリアから外しています。
■■委員	本当にそこには何も埋まってないのですかね。20年たっても樹林が戻らないって何となくちょっと心配になってしまいますが。
賀茂農林事務所 (松永主査)	そのところは、健康福祉センターの方も掘削など、手をつけないよねというのは、何度も（確認を）されているところです。
■■委員	分かりました。
吉崎議長	何か質問とかございますか。
■■委員	シロツメクサの件はどうなりましたか。北海道産ではなく、あくまでも、この区域に適切な在来の種を選んで吹きつけていただくということですよ。
賀茂農林事務所 (松永主査)	はい。それで説明をしています。シロツメクサは違うよということで了解していただいています。
吉崎議長	他にございますか。

■■委員	<p>最初のコメントを繰り返して申し訳ないのですが、今回のケースは、切土も盛土も伴わないけれど、伐採をするということですね。切土や盛土を伴う場合は、勾配を何度にするとか小段を設けるとか、そういう（基準）があって、斜面の安定性も考慮されると思いますが、今回のようなケースは、もう勾配も何も関係なくなってしまうよね。かつ、■■■■■がおっしゃられたように、将来的に木本が回復するわけでもないので、斜面の安定の回復が期待できないし、今回のケースだけがどうというわけではなく、今後メガソーラーの設置などが増えてくるとして、こういったことにも対処できるようにしておく方がいいのではないかと思います。</p>
賀茂農林事務所 (松永主査)	<p>その点、太陽光の設置に関して、基準を県の方でも新しく勾配は30度以下にするということで、今後やはりこういった今回のような、切土、盛土を行わないでそのまま（パネルを）敷くというケースが増えていくという点含めて、30度以下にするという新基準を設けさせていただいている次第です。</p>
■■委員	<p>こちら30度以下になるということですか。</p>
吉崎議長	<p>本件は、新基準は間に合わないらしいのですよ。</p>
賀茂農林事務所 (松永主査)	<p>本件は令和元年の申請なので。</p>
吉崎議長	<p>審査基準は、今後はその30度の場合、色々やるように適用されますが、その前に申請が行われているので、この基準が適用できないというのが現実らしいのですよ。</p> <p>ただ、事務局さん、適用できなくても例えばそれに準じて、御検討くださいみたいなことまでは言えないものでしょうか。</p>
事務局 (水野班長)	<p>なかなかその部分は、行政指導でお願いできる部分はしていきたいとは思いますが、今回の案件については、あくまで旧基準で審査を行っており、基準は適合しているということです。今後は■■委員がおっしゃられたとおり、そういった斜面の安定性を確保するという観点で新基準を適切に運用して参ります。</p>
吉崎議長	<p>では、例えば基準に関係なく何か言えるということはないですか。例えば基準の有無に関わらず、一般論として傾斜30度を超えると斜面の安定性に影響が及ぶ可能性があるのでは、しっかり対策を取るような、意見を述べるということは可能ですか。もしくは文書としなくても、担当者の方からそのことをしっかり申し添えるということは可能ですか。</p>
事務局	<p>事業者の方に、着手はこれからになるので、30度以下という点も含</p>

(水野班長)	め、災害の恐れといったところは、必要な対策は指導させていただきます。
吉崎議長	はい、ありがとうございます。他によろしいですか。特にないようでしたら3番目の変更許可に移らせていただきます。 まず質問等確認がございましたら、挙手をお願いします。
事務局 (水野班長)	事務局ですが、今のところ委員の皆様から、質問等は上がっておりません。
吉崎議長	はい。
■■委員	今回拡大するということですか。
静岡市 治山林道課	そうです。
■■委員	拡大して、稜線までいってしまうということですか。
静岡市 治山林道課	この辺りは、一つの小山になっているのですが、山を削るという形で、ここ(図面)に白い筋がありますけど、これが隣の川です。ですから、山を削りますけれども、集水区域をこちらの中へ集めてきて、この段と下の段に事業所を設置できるような平場を造る事業です。
■■委員	北側の川に流れ込む流域分も、今回は全部下側の方が背負ってしまうということですね。
静岡市 治山林道課	かなり大きい調整池兼沈砂池という形でここ(図面)を拡大していきます。既存の調整池兼沈砂池を拡大して、それに見合う調整池と沈砂池の容量としています。
■■委員	なるほど。北の上の方の白い河川に本来流れ出る水が出なくなることで、この河川の下流側は、何か農業をやっているとか、水利用上問題が生じるということはないですか。
静岡市 治山林道課	この辺りは、農業をやっているところはあまりないものですから、影響はないものと思われれます。
■■委員	それから、4ページ目に、事務局からは種子吹付について国産の在来種を検討、と書いてあります。この環境の保全のところに、法面は木本ヤシャブシ、ヤマハギ、草本イタドリ、ヨモギ、ススキ等の種子混合の客土吹付けによる緑化と書いてありますが、下の方の黒い字の方は、トールフェスクとかクリーピングレッドフェスクとかが入っていますがその辺はどうでしょうか。
静岡市 治山林道課	黒字の方は、前回の許可の内容でして、赤字の方は、今回の変更に伴って、種子の中身等を再確認したものです。
■■委員	なるほど。わかりました。では、今回はこの赤字にして在来種に基づく緑化が計画されているってことですね。

静岡市 治山林道課	そのとおりです。
■■委員	はい、わかりました。
吉崎議長	他に何か質問や御確認ございますか。なければ質疑応答は以上ということにさせていただいて、3件について、委員の皆さんから特別に配慮するために、何か文書で記載事項や、もしくは口頭で事務局の方から事業者に伝えればいいということについて、御意見あればお伺いしたいです。なければ付帯（意見）をつけずにこのまま許可ということになります。是非積極的に御意見いただければありがたいです。特によろしいでしょうか。
吉崎議長	今日のお話を聞く限り、2番目のソーラーパネルの開発については、非常に急峻なところがある、それから、生物については過去のデータが全くないという中で、許可ということになっているので、付帯意見にするのか、口頭で事業者に伝えるのかということは考えた方がいいのではないのかと思いますが。何か御意見あれば、是非。
事務局 (水野班長)	既に許可した案件ですので、指導事項という形でまとめさせていただけると。
吉崎議長	指導事項というのは、担当から事業者に直接お伝えして指導していただくということですね。
事務局 (水野班長)	はい。
吉崎議長	2番目の案件です。先ほど■■委員の方から、地元のこととか色々、出ましたけれども、森林法上は、あくまでもこの4つの項目についてのみ、専門的知見から検討するという事になっているかと思しますので、2番目のものにあえて指導事項を入れるとすれば、一つは、伐採に伴い残った伐根の劣化による土壌の流出防止、それから急斜面であることによる、土地の安定性についてしっかり対応していただきたいということです。
事務局 (水野班長)	ダイナミックソーラーの案件の、部会からの指導事項ということで。
吉崎議長	それを一つ出すと。あとは、生物については■■委員どうでしょうか。
事務局 (水野班長)	一度（自然保護課に）確認させていただいてもよろしいでしょうか。
吉崎議長	そうですね。それでも結構です。
事務局	希少動植物の調査の関係については、自然保護課に、見解等確認い

(水野班長)	たします。
吉崎議長	あと事業主さんの方にも、データがあるのかないのかの確認と自然保護課への確認をお願いしたいです。
事務局 (水野班長)	こちらはまた確認して、以前のような形で、指導事項とはしないで、皆様に周知するという事でよろしいでしょうか。
吉崎議長	それは場合によります。
事務局 (水野班長)	まずは確認をしてみてくださいね。
吉崎議長	お願いします。もし委員の皆さんの方から部会長に一任ということにさせていただけるのであれば、報告をいただいた後、指導していただくかどうか（部会長が）判断するという事でも構わないと思いますが。
事務局 (水野班長)	委員の皆様いかがでしょうか。今の吉崎議長の御発言に対して、よろしいでしょうか。
委員	(同意)
■■委員	もし何か特段のことがありましたら、また御連絡をいただければと思います。
吉崎議長	他に委員の皆さんからの強い要望は、それ以上はなかったかと思えますので、よろしいですね。 2番目の案件については土地の安定性については指導事項に入れていただくと。生物については、データの有無を確認することと自然保護課の意向を確認していただいて、部会長に報告をいただいて、判断させていただきます。その上で必要があればまた委員の皆さんに御連絡を差し上げるという形にしたいと思いますが、よろしいですね。
事務局 (水野班長)	はい。
吉崎議長	それから、付帯意見については特に今回はなしということでよろしいですね。 それでは、事務局からの報告と、検討については以上とさせていただきます。 最後に、事務局から連絡事項として、令和3年度の林地保全部会の開催計画について説明してください。
事務局 (水野班長)	事務局です。はじめに、例規集のインデックスの4「森林審議会林地保全部会の林地開発許可審議の取扱い基準」の1を御覧ください。 「部会は、年間数回定期的に開催し、その開催日は、委員の協議により前年度内に部会長が定める。」と規定されています。

	<p>続いて、お手元のピンク色のファイルの最後のページ「令和3年度森林審議会林地保全部会開催計画(案)」を御覧ください。</p> <p>来年度の林地保全部会につきまして、事務局から、例年と同様に、6月、9月、12月、3月の計4回開催することを提案します。</p> <p>また、開催日は、事前に調整しますが、第2水曜日を基本に設定したいと考えております。</p> <p>それでは、委員の皆様で御協議ください。</p>
吉崎議長	事務局から、来年度の開催計画について、提案がありましたが、御意見等はございますか。
委員	(合意)
吉崎議長	<p>それでは、事務局からの提案のとおり来年度の林地保全部会を開催することにします。皆様、御協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、事務局は、各委員の都合を事前に確認してください。</p>
事務局 (水野班長)	わかりました。
吉崎議長	報告は終了したので、事務局は、議事録を取りまとめ後、議事録署名人である■■委員の署名を受けてください。
吉崎議長	事務局から他に何かありますか。
事務局 (水野班長)	特にありません。
吉崎議長	それでは、すべての議事が終わりましたので、議長の任を解かせていただき、事務局にお返ししたいと思います。
事務局 (水野班長)	<p>吉崎部会長、ありがとうございました。</p> <p>以上で閉会となりますが、最後に、事務局を代表しまして宮崎森林保全課長から皆様に御挨拶申し上げます。</p>
宮崎課長	(挨拶)
事務局 (水野班長)	以上をもちまして、令和2年度静岡県森林審議会第3回林地保全部会を閉会します。